

地 域 の 中 の 文 書 館

中 村 光 夫

今年度の大会で当史料館から「市町村における文書館の課題と方向」というテーマで報告するよう全史料協のご依頼をうけ、現在その準備を進めているところです。全史料協近畿部会設立準備会の本年7月の研究会でもその準備報告をいたしました。ここでは当史料館の設立経過と現状を報告しながら「地域の中の文書館」という問題に関していくつかの論点を示せば幸いと考えております。

尼崎市の文書館施設である地域研究史料館は、1975年(昭和50)市史編修室を発展的に解消して開設されました。その母体となった市史編修室は、'62年(昭和37)に市制50周年事業として開始された第一期市史(通史編)編集事業のために設けられた市史編集室を、'69年に改称したものです。その改称は、市史編集を記念事業としての一時的な事業にとどめず、永続的な修史事業として位置付けたことに伴うものでした。

そして、'70年の第二期市史(史料編・別編)編集事業の企画と同時に史料館への移行準備を開始し、翌'71年には研究紀要『地域史研究』を創刊しました。この研究紀要の発行は、史料館として史料の充実を図る一つの方策でした。多数の執筆者のご協力もえて、現在までにこの種の雑誌としては初めて通巻60号に達し、史料交換によって全国の史料館・文書館・学会・研究機関・大学等の650種をこえる研究紀要類を収集することができました。この種の専門雑誌は一般の公共図書館では収集しておらず、市民にとっては当館で初めて手にすることができるものがほとんどです。

当館は、地域史研究室・地域文書館・地域文献センターの三つの性格を備えた施設として、地域研究史料館と名付けられました。単に尼崎市文書館としなかったのには、尼崎の歴史的性格が反映されています。

地域史研究室は、市民などの利用者が尼崎地

域の研究調査をできるように施設を公開し、館員がそれを援助・指導できるように自らも研究調査することを意味しますが、研究機能を強調するのには、ひとつには地域に伝わる文書類の収集だけでは尼崎の歴史の解明に不十分であるという状況があります。尼崎は中世・戦国期にはいくども戦場となり、また地域的にも住民の消長が激しかったせいの中世・戦国期の文書類はほとんど地元に残っていません。また、尼崎藩の文書も三度の藩主の交替や明治の廃藩・廃城、士族層の尼崎からの離散などによってほとんど失われています。したがって、史料館に収蔵している約4万5千点と市民所蔵の数万点の近世および近代の村方・町方史料だけでは、尼崎の前近代を研究するにはとうてい足りず、全国各地に散在する尼崎地域に関する史料の研究調査と収集が必要となるのです。

また、尼崎は近代において工業都市として発展してきました。その過程で大量の労働者とその家族が来住し、市民の圧倒的多数が来住世帯で占められています。来住世帯の市民にとっては出身地の歴史も自分たちの歴史の一つであるはずで、歴史的関連地域の研究は、地域史研究にとって比較史の視点が不可欠であることから、来住世帯の問題に限らず重視しているテーマです。

市域の明治から戦前期の古行政文書は、戸長役場から町村制への切り替え、町村合併、戦争、高潮浸水などさまざまな原因で失われた結果、50万都市としてはわずかしこ残されていません。それだけが原因ではありませんが、近代の発展を担った企業の歴史や全国的にみても重要な位置を占める労働運動の歴史は、市の行政文書からはほとんどうかがうことができません。近代の尼崎の発展を研究するためには、国や県などの行政文書・調査報告書、民間とくに企業や労働組合などの史料とか社史を収集し活用する必

要があります。

地域文献センターとしては、上記の来住世帯のことや比較史研究の点から全国の都道府県史や市町村史などの地域史誌の収集に力を入れ、地域の近代史研究のために企業の社史や労働組合などの団体史、社会・経済分野の調査報告書を収集し公開しています。先に述べた研究紀要類の収集も同様の点に重点を置いています。

なお、「史料館」という名称から誤解される場合もありますが、考古・民俗資料は収蔵せず、博物館的展示も行っていない。

これまで概要を説明したような当館の性格は、尼崎市史編集事業の進め方と深い関係があります。尼崎市の場合、史料館への移行準備が始まる以前の第一期事業の段階から、編集事業は市の直営方式で進められていました。編集室職員が行うものは勿論、専門委員が行う史料の所在調査および収集・整理の成果はすべて編集室に集約され、執筆者は編集室に集積された史料あるいは所在情報を利用する体制をとっていたのです。編集室職員は専門委員を補助するだけでなく、単独での調査も行います。

'62年市内の本興寺文書を調査したのをはじめとして、その後市内の村方・町方文書の悉皆調査、全国の史料館・文書館・大学・その他の研究機関・図書館、旧尼崎藩領や大名飛び地・旗本領関係の在地旧家および旧領主家などの個人、寺社、企業、団体など、第二期事業の史料編・別編が完成するまでの26年間に調査したところは、全国で500カ所以上にのぼりました。

市の直営による史料および史料の所在情報の史料館への集積は、収蔵史料の充実だけでなく史料所蔵者と編集室・史料館との信頼関係を高め、史料館が史料の収集保存機関としての信用を高めるうえで大きな力となりました。市域の古文書類の寄贈・寄託を進める力となっただけでなく、職員が単独で行う調査においても機関としての信用がものをいった場合が少なくないと思われま。

おなじ編集事業を行っても、執筆原稿だけを自治体の編集室がうけとる委託方式では、事業が終わったあとには印刷物しか残らず、悪くす

れば利用された史料さえ散逸してしまう危険性があります。尼崎市の場合は、過去の他の自治体のそのような例をみて当初から直営方式をとったのですが、近年でも史料保存の点からいって無責任な委託方式で自治体側の編集が行われている例があります。自治体側の体制にも問題があるのですが、執筆にあたる歴史研究者の認識も問われるべきです。今日では、地域史料の保存を意識しない編集事業はあってはならないのです。

ここで当館にとって「地域の中の文書館」として重要と考える点をいくつかまとめると、一つには地域の歴史的特性にもとづいた史料の収集と保存が永続的にいえる機関であることがあげられます。それは、市民が先祖から大切に守り伝えてきた古文書類を寄託・寄贈される側の責任として、将来にわたって文書館施設としての保存と活用のありかたを保障していくことであり、将来の歴史資料となるべき現代の諸種の資料(公文書も含む)を継続的に収集していくことができるということです。

文書館施設が史料保存機関として地域の住民に責任を果たしていくには、50年、100年の単位で事業の内容を考えていく必要があると考えます。

二つ目には、地域の歴史的特性をよく理解している、専門性をもった正規の職員が配置されていることです。

ここでいう専門性とは、学会の先端に行く専門論文を書くといったものではなく、歴史研究の基本的知識を備えていて利用者の調査研究目的を理解できる程度の専門性ということです。市町村の文書館では、小学生からお年寄りまで、史跡巡りの相談から大学生の卒論・専門家の調査研究まで、幅広い対応が必要です。対応する館員が、一つ一つのテーマにはそれほど深い知識をもっていなくても、基礎的な理解と調べる方法を知っていることが、肝要です。そして、文書館施設がそのようなサービスを安定して提供していくためには、身分の不安定な嘱託職員ではなく、正規の職員を配置しなくてはなりません。

市町村で文書館を建設するにあたっての問題
点として、国の財政的補助と文書館の意義付け

の問題が残ってしまいましたが、大会報告の場
で提起したいと思います。(尼崎市地域研究史料館)